



押印省略が可能な提出書類について

令和5年3月1日
航空中央業務隊会計科

一部の提出書類における押印省略について

契約に係る提出書類の一部において、押印の省略が可能となります。

- ▶ テレワークの推進等の情勢に合わせ、航空自衛隊市ヶ谷基地の契約に係る提出書類の一部について、押印省略での提出を認めることとしました。
- ▶ 押印省略での提出が可能となる書類名とその条件は、以下のとおりです。 ※1
- ▶ 押印省略は義務ではありません。
デメリットも御理解いただき、ご判断ください。 ※2

提出書類名	押印を省略する場合の条件
請求書 ※3	【継続的な取引関係にある事業者様】 提出書類に責任者及び提出担当者の氏名、連絡先を記載していること。（なお、必要に応じて電話等により書面内容の確認を行う場合があります。） 【新規に取引関係に入る事業者様】 上記に加え、本人確認情報として身分証明書（運転免許証等）の提示していただきます。
入札書・委任状	
見積書	
請求書	
納品書	

- ※1 他の提出書類についても、押印省略を可とすべく、随時見直しを実施いたします。
- ※2 押印省略の場合は捨印が使えなくなるため、書類に誤記等があった場合は再提出が必要となります。
- ※3 請求書の押印を省略する際、収入印紙の消印は署名でお願い致します。

航空自衛隊市ヶ谷基地 航空中央業務隊
〒162-8804
東京都新宿区市谷本村町5番1号
電話番号: 03-3268-3111 (内線: 67028)